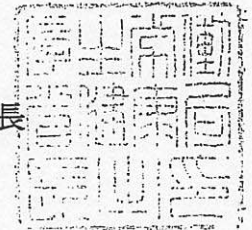


各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



都道府県臓器移植連絡調整者の設置について

臓器移植連絡調整者は、移植医療に関し、医療関係者をはじめとする国民の理解を深め、国民の臓器提供に関する意思が十分活かされるよう、専門的立場から、医療機関等に対する普及啓発活動を行うとともに、臓器提供につながる可能性がある事例が生じた際に、関係者間の連絡調整等の諸活動を行う者であり、我が国における臓器移植の円滑な推進を図るためには、必要不可欠なものである。

このため、平成10年度から、各都道府県における臓器移植の円滑な推進を図るために必要な都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）を設置する事業については、国庫補助事業としてきたところであるが、本事業については各都道府県において同化定着してきたこと及び今後都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から、平成15年度からは一般財源化され、所要の財源が措置されることとなったところである。

厚生労働省としては、地域において臓器移植の普及定着を図るためには、今後、都道府県臓器移植コーディネーターがますます大きな役割を果たすことが期待されると考えており、従前どおり、本事業の推進に一層の御尽力をいただくようお願いする。

なお、平成15年3月31日をもって、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の実施について」（平成10年6月18日付健医発第946号厚生省保健医療局長通知）及び「臓器移植連絡調整者（臓器移植コーディネーター）の役割等について」（平成10年6月25日付健医疾臓発第11号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課臓器移植対策室長通知）は廃止する。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について

都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）については、「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」（平成 15 年 3 月 20 日付健発第 0320002 号厚生労働省健康局長通知）により、その設置をお願いしているところである。

厚生労働省としては、都道府県臓器移植コーディネーターが地域において臓器移植の普及定着を図るために果たす役割の重要性から、その業務について一定の質の確保を図ることが必要であると考えており、設置事業の実施に当たっては、下記の点に留意され、事業の効果的かつ積極的な推進が図られるようよろしく願います。

また、当室として都道府県臓器移植コーディネーターの設置状況を把握するという観点から、都道府県臓器移植コーディネーターを設置又は変更した際には、別紙の都道府県臓器移植連絡調整者設置（変更）届書を支部及び当室あて送付いただくよう併せて願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1 設置主体及び設置場所

都道府県臓器移植コーディネーターの設置主体は都道府県とし、設置場所は都道府県知事が臓器移植対策の推進に適すると認める場所であって、医療機関の移植部門でない場所が望ましいこと。

2 業務内容

都道府県臓器移植コーディネーターは、おおむね都道府県における臓器移植に関する次の業務を行うことが望ましいこと。

なお、下記②の業務については、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 12 条の規定に基づく臓器のあっせん機関である社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が行う「あっせん業務」の一部とし

て行われるものであるため、設置者の承諾を得てネットワーク理事長からの委嘱を受けた上で行うものとする。

① 日常業務

- ア 都道府県内における臓器提供意思表示カード及び意思表示シールについて、管内における保健所、郵便局、警察署、運転免許センター等の公共施設の窓口に設置することを始め、あらゆる機会を通じた普及を行い、地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深める
- イ 都道府県内の臓器提供に協力いただく施設の医療従事者等に対し臓器移植に関する制度等についての普及啓発活動を行い、臓器提供の際の協力が得られるよう努めるとともに、臓器提供に協力いただく施設等を定期的に巡回し、連携体制を整備する
- ウ 上記ア及びイ以外に臓器移植対策を推進するために必要な業務

② 臓器提供発生時業務

- ネットワークの地域センター（以下「支部」という。）と連携し、臓器提供に関する情報交換等を行うとともに、支部長及び支部の主任臓器移植連絡調整者（以下「支部主席コーディネーター」という。）の指示に従い以下の業務を行うこと
- ア 支部主席コーディネーター及び臓器提供可能者の主治医と連絡を取りつつ、臓器提供可能者の臓器提供に係る意思を確認するとともに臓器提供可能者の家族に対して臓器提供・臓器移植についての説明を行う
 - イ 組織適合性検査の実施のため臓器提供者の血液の確保とともに、移植検査センターへ血液の搬送又はその手配を行う
 - ウ 摘出された臓器の運搬又はその手配を行う
 - エ 円滑な移植の実施を図るため、関係機関（支部、臓器提供施設、移植実施施設等）との連絡調整を行う
 - オ 臓器提供者の遺族に対し、移植患者の余後の報告を行うなど礼意をもって対応する
 - カ 臓器移植連絡調整活動（コーディネート活動）の経過等について、支部に報告を行う
 - キ 脳死下での臓器提供発生時においては、上記ア～カ以外に支部長及び支部主席コーディネーターの指示に基づき、必要な業務を行う

3 都道府県臓器移植コーディネーターの採用要件

都道府県臓器移植コーディネーターの採用については、設置者である都道府県の定める基準に基づくものとするが、最低限、以下の要件を全て満たす者であることが望ましいこと。

- ア 医療有資格者又はこれと同等の知識を有すると認められる者
- イ ネットワークが行う研修を受講し、終了後の試験に合格した者
- ウ 原則として、都道府県臓器移植コーディネーターの業務に専任できる者（専任できない場合については、都道府県臓器移植コーディネーター業務に相当時間を費やすことができる者）
- エ 臓器提供事例発生時には、夜間・休日においても対応できる者

(別紙)

都道府県臓器移植連絡調整者(コーディネーター)設置計画書

平成 年 月 日

都道府県名: _____

担当者氏名: _____

連絡先: _____

(フリガナ)	
コーディネーター氏名	
設置期間	
施設における所属	
TEL	
その他の連絡方法	携 帯 () その他() ()
(フリガナ)	
施設名	
(フリガナ)	
施設代表者	
(フリガナ)	
施設所在地	
TEL	
FAX	

勤務形態	常勤	非常勤
	専任	兼任

コーディネーターの経験

最終学歴			
医療資格	・あり()		・なし
コーディネート経験	年 数	コーディネート件数	うち提供承諾数
	年	件	件
コーディネート研修	・受講済み	・平成 年受講予定	・受講せず